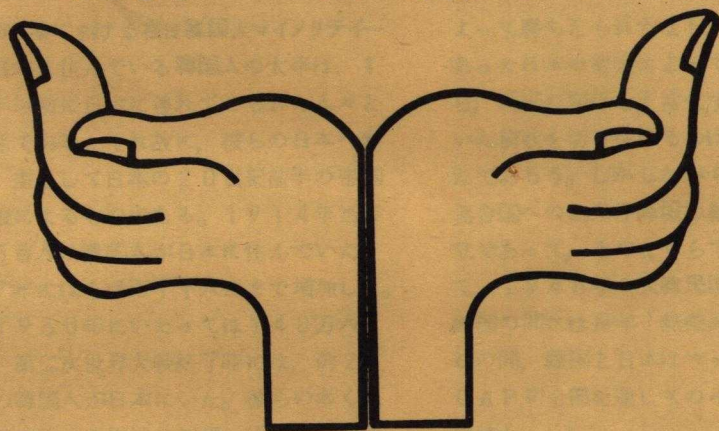


民闘連 ニュース 1977 5 第21号



目 次

■ 論文紹介	在日韓国人の意識と実態(2)	韓培浩	1
■ 大阪の夜間中学について討議	— 第9回地域問題懇談会 —		3
■ 北九州における行政闘争の現況			5
■ ミニ情報			6
■ 資料			
	在日朝鮮人金敬得君の司法修習生採用問題に関する意見資(5)		9
■ 在日韓国人に関する資料(2)			
	地域別在日韓国人の人口推移		16
■ 編集後記			18
■ 資料案内			19

●論文紹介

在日韓国人の意識と実態 (2)

— 大阪・生野区における在日韓国人を対象として —

韓 培 浩 (ハン・ペエホ)
(高麗大学教授)

ホン・ソンチク (高麗大学教授)

■戦後の日本における在日韓国人マイノリティー

現在日本に住んでいる韓国人の大半は、1930年以前に日本に連れてこられた人々とその子孫である。それ故に、彼らの日本への移住は、主として日本の20世紀前半の帝国主義政策によるものである。1914年当時約3千5百人の韓国人が日本に住んでいた。1927年には17万1千人にまで増加した。そして1930年にいたっては140万人となった。第二次世界大戦終了時には、約240万人の韓国人が日本にいた。彼らの多くは日本政府によって炭坑や工場へ労働者として強制連行された人たちであった。日本の敗戦の数ヶ月前、このような人達は故郷へとどりはじめた。数千人もの韓国人がこの時期の混乱を利用して、鉱山や工場からたやすく逃げた。1945年の8月から9月にかけて、80万人の韓国人がSCAP(連合国総司令部)の帰国計画のもとで帰国した。この計画は1947年8月に終了した。この時点で、終戦時日本にいた韓国人総数の5分の1にあたる約60万が日本にとどまった。この60万のうち、30万から40万の人々は1930年以前に日本にきた人達であり、日本に永住した人であった。

1945年の韓国解放後、韓国関係は敵意が支配しつつけた。このことは独立した韓国が出現した政治的、文化的、歴史的背景を考えるなら、この敵意は避けられないものであった。もし独立が韓国人の手で軍事的勝利に

よって勝ちとられたなら、あるいは支配者であった日本の善意によってもたらされたのなら、両国の関係を正常化する段階で直面していた窮状を切り抜けるのは、よりやすかったであろう。しかしながら、現実には日本の連合国への無条件降服の結果として生じた独立であって、そのどちらでもなかった。従って、1948年の大韓民国成立後でさえも、両国の間には長年「無条約状態」が続いた。この間、韓国と日本はマッカーサー將軍のSCAP司令部を通じてのみ、間接的な接触を続けた。

この期間全体を通して、在日韓国人と日本人の非友好的な関係は最悪であった。在日韓国人は、公然と敵意の感情を表わし日本人を侮蔑したが、日本人も在日韓国人への従来の侮蔑を以前にもまして固持し、新たな敵意に関連づけるに至った。

日本人のこの新たな敵意は、戦勝国から日本人が敗戦国民として扱われたのに対し、在日韓国人が準戦勝国民の地位にまで高められたことから生じた。日本人は特に、日本人に対し過去の憤りからきびしくふるまう韓国人を憎んだ。このような状況のもとで、日本政府は韓国人から、その特権の地位を奪う合法的な手段として、在日韓国人に“第三国人”と名付ける手段に打って出た。この方法で、日本政府は在日韓国人を日本人と類似の法的地位で扱い、非戦勝国民として扱った。一方では、日本政府は日本国民にだけ適合された

特権を在日韓国人に対して否定するためには彼らを「非日本人」として都合よく扱った。

1951年の春、サンフランシスコ平和条約の草案が発表された時、大韓民国に直接関係したいくつかの条項——韓国と日本とで処理されるべきいくつかの主要な未決問題に関するもの——が草案の中にあった。従って、韓国政府は二国間の切迫した主要な問題の解決や韓日関係の正常化に関して処置を取らねばならなくなった。1951年10月、SCAAPの勧めで韓日会談が始った時、両国代表は、在日韓国人の地位問題、船舶返還問題、日本の対韓請求権問題、漁業問題、外交関係について話し合うことに同意した。

在日韓国人の法的地位問題を討論するために委員会が創設された。両国政府は、在日韓国人に自由に国籍を選択する権利を与えることを望まなかったので、国籍問題の交渉には深刻な意見の不一致はなかった。それ故に、論争は、日本に永住を望む韓国人の権利と待遇をどうすべきかという問題になった。韓国は、在日韓国人には特別な地位が与えられるべきであり、十分に日本の市民権の恩恵を受けけるが、韓国の国民であり続けるべきだと主張した。両政府の代表団は、会議を重ねたが在日韓国人の地位に関しては意見の一致を見られなかった。そして1953年10月に、交渉はゆきずまり打ち切られた。

この間に、北朝鮮政府が在日韓国人問題に大きな関心を払いはじめた。1955年には共産主義者が支配していた日本における韓国人組織を通して北朝鮮は在日韓国人を代弁する強力な地位を得ていた。この年の在日韓国人の登録によれば、北朝鮮の公民としてしるされた人の実数が出ている。そして、日本は在日韓国人問題を論議する際には、もはや北朝鮮を無視できなかった。北朝鮮は在日韓国人問題に触れることによって多くのものを得た。北朝鮮は在日同胞によって自国の人的資源の不足を補うことができた。在日韓国人を北朝鮮は日本との外交交渉の道具として利用することができた。この日本における北朝鮮の力量は韓国やアメリカに対して外交的な勝

利を収めたものである。

そういうわけで、北朝鮮の金日成が在日韓国人に北朝鮮での新しい生活を提供し、彼らに帰国後の新しい生活を送るためのすべての条件を約束した時、岸内閣は1958年に在日韓国人の送還について北朝鮮と交渉することを決めた。公式声明で岸内閣は、“送還は居住の自由の原則にもとづいて行なわれ、その決定はもっぱら人道主義的な立場に基づいていた”ことを明確にした。岸内閣の行動が自ら称したような人道的理由によってどれほど動いてきたか、またどれほど利己的であったかを見きわめることは困難である。確なことは、岸内閣は、北朝鮮からの帰国提案において、在日韓国人の力を弱め、戦争終了以来気を使った国内問題の一つに対して部分的な解決を与える可能性があるとしたことである。

韓日条約が調印され、1965年ソウルと東京で条約が批准された時、在日韓国人は一定の条件で永住権が与えられるという合意に致った。この合意に基づいて、日本政府は在日韓国人に1966年から1971年の期間に永住権の申請を命じた。1973年末現在62万9千8百7人の在日韓国人のうち、合計36万9千9百91人が永住権の申請をした。北朝鮮の公民であるとしている人たちはこれに異議をとらえた。

(つづく)

[訳・李貴陽]

● おわびと訂正

前号に掲載された本論文にあやまりがありましたので下記の通り訂正し、おわびいたします。

P1 著者、韓培浩教授とホンソンチク教授の共著

” 右段2行目、4行目 認識→知覚

P2 左段10行目 のちにある日本の→のちに、ある日本の警視が警察用に

大阪の夜間中学

について討議

— 第9回地域問題懇談会 —

地域問題懇談会（代表世話人・近藤善彦生野教会牧師）は、在日韓国・朝鮮人の多い生野区（大阪）で地域の問題を話し合い、活動しようという目的で、'75年11月に発足した。これは、韓国基督教会館（KCC）を中心とする地域活動研究会（地域研）の呼びかけに、同区内の小学校の教師、保母、韓国YMCA、セツルメントの関係者らが応じたもので、これまで16団体からの参加が確認されている。

地域問題懇談会のこれまでの活動は、地域のアボジ・オモニらと共に保育所の増設問題、民族教育の取り組みとして子供に本名を名のらせる運動、在日同胞身障者に対する制度上の差別問題との取り組み等で、これらの運動の中から、「天使の園」保育園閉鎖問題や身体障害児の保育園入所問題を解決してきた。そして、今回の地域問題懇談会では大阪市立の夜間中学に通う同胞の問題について、市立天王寺夜間中学の稲富進（日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会・代表）先生の“夜間中学のある意味と現状問題点は何か”という発題をうけた。

（編集部）

■夜間中学のある意味と現状の問題点

（稲富先生の発題）

現在、大阪市内には10校の夜間中学がある。在校生の60%以上が在日韓国・朝鮮人であり、平均年令は在日韓国・朝鮮人が50をこえ、日本人が30をこえている。もともと夜間中学は、小学校を卒業したのに様々な社会矛盾によって昼間の中学校に行けない人

たちの中等教育を保障するためにできたものであるが、在日韓国・朝鮮人を始め初等教育すら受けられなかった人たちの教育を受ける権利を保障しなければならないという教師の努力が実って、2年程前から学歴、学力を問わず門戸を開くようになった。

夜間中学に通うオモニたちにその動機をたずねてみると、読み書きができない、子供が学校から持ってくる書類の意味がわからない、電車に乗ろうにも自動販売機の漢字や数字がわからなくて乗れない、学問をしたことのない親に対する子供の哀れみがかえって負担である。という非常に生活に密着した悩みや重い現実が返ってくる。そういった答えからも彼女らが様々な社会矛盾によって担わされてきた重荷を現在もひきつづいて担わされつづけているということがわかる。

従って、授業の内容も小学校1年程度の教材を使わなければならないが、単に小学校1年の教科書を教えればいいというのではなくもっと生活に結びついた題材を使わなければならない。又、夜間中学のある意味は、単に教育の機会を保障するというだけでなく、夜間中学を生み出した背景、社会矛盾を共に考えていく場であるから、在日韓国・朝鮮人に対する差別問題も教材の中にとり入れたり、ホームルームの時間に話し合ったりしている。しかし、授業に在日韓国・朝鮮人の差別問題を入れると、在日韓国・朝鮮人の生徒からは「先生、自分らは差別を受け続けてきて苦しい生活を送ってきたながら、今やっと勉強できるようになった。こんな場でそういう話を持ち出さなくてもいいやないか」という反応が返ってくるし、また日本人生徒（彼らが夜間中学に通っているということは、彼らなりに社会矛盾の影響を受けている）からは、自分らが差別者と位置づけられることや、彼らなりの朝鮮人観が蓄積されていることから反感が返ってくる。このようにして、在日韓国・朝鮮人生徒と日本人生徒、また生徒全体と教師との間に緊張関係がでてきている。教育の場で教師と生徒との間で緊張関係があること自体むしろ望ましいことであるが、社会の底

辺に位置する者が、社会矛盾の現れとして在日韓国・朝鮮人に対する差別問題を取りあげた時になす反応を真剣にうけとめなければならない。この辺にも夜間中学のもつ問題の重みがある。しかし、夜間中学が人間回復の教育の場である以上、教師も生徒も変わっていかなければならず、差別問題との取り組みは、これからも続けていかなければならない。

夜間中学にも様々な問題がある。教育を受ける機会が全くなかった人たちにまで門戸を広げたのもつい2・3年前のことであるし、在日韓国・朝鮮人——その多くは50、60を過ぎた一世である——が教育の場にいることの意味を教師の間でも十分明らかにされていない面もある。又、行政からの昼間の中学と同じカリキュラムの押し付けや夜間中学漸次縮小の押し付けがある。夜間中学のある意味と、それをもっと広げていくために夜間中学の増設を叫ぶ教師と行政との葛藤がある。

夜間中学に行こうとする在日韓国・朝鮮人のアボジ・ホモニたちが、何故生野区、東成区からバスを乗りついで天王寺区まで通わなければならないのだろうか。行政に対し夜間中学の増設を訴えるのもいいが、教育を受ける機会がなかった在日韓国・朝鮮人に対し、マンツーマンで始めることが大切なことではないだろうか。そして、そこから行政をつきあげていけばいいのではないだろうか。

■在日韓国・朝鮮人一世の教育への取り組み

以上の稲富先生の発題を受けて、地域問題懇談会として在日韓国・朝鮮人一世の教育の機会を保障する問題について話し合った。その中で天王寺夜間中学に通うオモニは、その動機について、「私は、日本の小学校に入学したけれど、学校の帰りにいつも男の子にまちぶせされて『チョーセンジン、チョーセンジン』とはやしたてられ、石を投げられたりした。ある時、妹といっしょに学校から帰る途中、投げつけられた石があたってケガをし病院に行かねばならなくなった。それまで、いじめられて泣いてばかりいた私は、このことをきっかけにして学校に行かなくなった。

しばらくすると、民族学校ができそこへ入学した。そこは同胞ばかりで前のようなこともなく、楽しく勉強した。しかし、その学校も間もなく閉鎖されてしまって、また学校に行けなくなった。そしてその後は学校に行く機会がなく、成長して結婚するようになった。子供ができ、学校とはますます縁遠いものになってしまった。教育を受ける機会がなかったから、役所の文書などは何が書いてあるかわからない。また子供が学校に行くようになって学校からもらってくる書類も何が書いてあるのかわからない。こういう経験を何度もした。ある時、成長した子供に『オカーチャン、学校も行かんとないして生きてきたん。オトーチャンにどなしてもろてもうたん。』と言われた時は、何とも言えない気持ちになった。そんな時、夜間中学があることを知り、そこには小学校を出ていなくても入れることを知った。それで、子供も手がかからなくなったので夜間中学に入ることにした。」と言うと、この日出席していたもう一人のオモニから「自分も今言われた人と同じ体験をしてきた。子供が学校から持ってくる書類などはいつも近所の人に読んでもらった。近所の人には親切にしてくれているが、申し訳ない気持ちでいつばいだ。学校の父兄会で役員を選ぶ時も、字が読めないからと言って断わっても信用してくれない。役員になるのを逃げていると思われてしまう。今日、夜間中学の話聞いて本当によかった。来年からは自分も行こうと思う。今まで夜間中学があることは知っていても、小学校を出た人が行くものとはばかり思っていた。」という話が出て、在日韓国・朝鮮人一世で教育を受けさせられなかった人たちがどのような状況で生かされているかが懇談会の場で明らかにされた。

この日の話し合いの中で、地域問題懇談会として、生野区に夜間中学を開設する問題やマンツーマンで在日韓国・朝鮮人一世と勉強会を始めること等に今後とも取り組んでいくことを確認した。

北九州における

行政闘争の現況

一第4回対福岡県交渉をもつ

■北九州における行政闘争の現況

これまで北九州において闘われてきた行政闘争は、在日大韓基督教会西南地方会、同婦人会、北九州キリスト教都市産業伝道研究所、北九州キリスト教協議会人権委員会、金鐘甲（キム・ジョンカブ）裁判を進める会、孫さんに治療を福岡市民の会（韓国人被爆者問題）によって担われてきた。人格権訴訟（本名裁判）はこの運動の中から出てきたものである。

北九州では昨年12月5日、これらの運動体の代表ら50名が集まり「第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の人権に関する報告交流会」を開くことによって、運動体の相互協力関係を確立していった。そして、12月22日には北九州市との交渉において、在日韓国朝鮮人の公営住宅入居問題、児童手当、就学通知の問題で大きく前進する回答をひらき出した。このような過程を経て、さる5月17日、昨年12月以来のびのびになっていた4回目の対福岡県交渉をもった。

■誠意見せぬ福岡県

今回の交渉は要求側からは崔昌華牧師、犬養光博牧師ら教会関係者、市民代表ら16名が出席。県からは森下総務部次長、平塚民生部次長、林建築部次長ら8名が出席したが、知事は前回から強く要望されていたにもかかわらず出席しなかった。

要求項目別交渉経過は次の通りであるが、全体的に県側は形式的な答弁で終始し、誠意を見せなかった。

また、この日の交渉の冒頭、日本人団体からの要望書が県側に手渡された（後述資料参

照）。

①県営住宅について。県側は実施時期を明示することになっているのに、今だにそれを明確にしていない、と要求側が追求、県は、次回交渉までに実施時期を明示できるようにしたいと回答。

②児童手当について。平塚民生部次長は、国に対して要望を何回もしていると逃げの姿勢に終始した。このため業を煮やした要求側は「在日韓国・朝鮮人に児童手当を支給する予算を県は捻出できるにもかかわらず、それをしないのは、気持ちがないからだ」と追求。次回の交渉までに県下に何人の児童手当受給対象がいて、どのくらいの予算がかかるのかを明示せよと要求した。

③参政権について。森下総務部次長は「憲法の問題、国政レベルの問題である」と返答。在日韓国・朝鮮人と参政権の歴史を勉強して次回の交渉に臨むと答えた。

尚、今回の交渉は8月10日をメドに開くことになった。

〔資料〕

要 望 書

福岡県知事殿

去る1976年9月1日、福岡県在住の韓国人が知事に提出した公開質問書の内容を、わたしたちは下記の理由により全面的に支持し、当局がこれに誠実に対処して諸要求をすみやかに満たしてくれることを要望いたします。

過去において、わが国は明治以来帝国主義的政策を実行し、侵略によって36年の長きにわたり朝鮮を日本の植民地にしました。その結果、朝鮮民衆は土地や米を奪われて大きな苦しみを味わい、多数の朝鮮人が日本に渡航せざるを得なくなりました。また当時の日本政府は、多数の朝鮮人を戦争政策の強化のために日本に強制連行し、国内の炭鉱、ダム、鉄道、飛行場建設などにかり出し、多くの犠牲者を出させ、特に北九州、筑豊地区では悲惨をきわめ、その犠牲者が多かったことを聞いています。戦後32年、その人たちは生活

的にも文化的にも日本にしか生活出来ないようになりました。ところが日本政府も国民も在日韓国人および朝鮮人に、何ら罪責を感じることなく、現在に至るも政治的、社会的に差別を続け、かれらを苦しめています。それ故、過去の罪責を償う意味においても、また人権をまもる普遍的な見地からも、我が国民と同様に、在日韓国人・朝鮮人に対して充分に基本的人権が保障されるべきだとかんがえます。

なお、先に北九州市において、公営住宅入居資格の件で一步前進した見解が公にされたことを、わたしたちも高く評価しておりますが、福岡県当局においても、なお一層前進的な態度を表明されるよう重ねて強く要望いたします。

1977年5月17日

北九州キリスト教都市産業伝道委員会

代表 重富 克彦

北九州キリスト教協議会人権委員会

委員長 山本 繁夫

キム・チョンカブ裁判を進める会

代表 兼崎 暉

ミ二情報

■第17回申京煥氏裁判

裁判は去る4月27日、東京地裁民事三部(安部剛裁判長)で開かれ、申京煥氏の母親金弼連(キム・ビルリョン)さんと妹の点粉(チョンブン)さんが証言を行った。

証言に立った弼連さんは、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師と点粉さんの通訳を得て、日本の植民地下の韓国農村の荒廃、夫を追って日本に渡航した経緯、宝塚のヨンコーバでの生活、希望を託していた長男の死について述べ、最後に「息子は私の生きがいであり、支えです。息子を送還するなら、私を殺してからにして」と涙ながらに訴えた。また

点粉さんは、日常の差別を兄とともに受けながらも、兄妹が苦しさをかばい合いながら生活してきた幼時と学生時代のことを語り、そして大村収容所に送られてからの兄の変容について語りながら、大村収容所が在日同胞の上に重くのしかかっていることを明らかにした。

この日、弁護団から、退去強制令書発布の国際法上の妥当性を鑑定するため、鑑定人として高野雄一(東京大学教授(国際法))を申請し、認められた。また弁護団は韓日会談の席上で在日韓国・朝鮮人の退去強制について話し合ったと言われる第6次会談の韓国側議事録(非公開)をすでに入手し翻訳作業中であることを明らかにするとともに、裁判の性格上、日本側議事録も極めて重要な書類であると指摘し、外務省に同議事録の提出を求めることを陳述し、裁判所もこれを受け入れる見通しである。

なお、次回公判は6月6日、同地裁で行なわれる。

■申京煥裁判でシンポジウム

「シンポジウム・申京煥裁判——在日韓国・朝鮮人の在留権の確立のために——」と題するシンポジウムが、申京煥裁判の第17回公判が開かれる前日、東京弁護士会館で開かれた。これは申京煥君を支える会、申京煥弁護団、アジア人権センターの共催で開かれたもので、「申君裁判の意義」と題して中平健吉弁護士(申君裁判弁護団長)が、「申君裁判の現状と展望」と題して河野敬弁護士が、「戦後入管行政と在日韓国・朝鮮人の法的地位」と題して田中安愛知県立大学助教授が「英国における植民地処理と日本の戦後処理」と題して中村尚史(アジア経済研究所)氏が、それぞれ講演した。

講演の中で田中氏は、①在日韓国・朝鮮人への入管令の適用はGHQは最後まで反対したが、吉田首相(当時)は在日韓国・朝鮮人を強制送還すべきだと主張した。②在日韓国・朝鮮人の日本国籍離脱は日本政府が一片の通達によってしたのであり、法的にしかるべ

き手続きをしておらず違憲の疑いがある。国内法的にみてどうなのかははっきりさせる必要がある。③国籍の強制付与、強制剥奪のプロセスを明らかにすることは、入管令の不当性を明らかにすることにつながる。④国籍取得＝同化のパターンは日本の独自性のような。日本国籍の確認はあくまで日本の問題としてはっきりさせるということだ。⑤在日韓国・朝鮮人には外国人登録ではなく、日本人と同じく住民登録というかたちにすべきだ、と述べ、在日韓国・朝鮮人に入管法を摘要することに対し、大きな疑問を投げかけた。

■韓日弁護士協議会発足へ

韓日両国の法令・判例の相互紹介、在日韓国人の人権擁護活動を目的とする「韓日弁護士協議会」が5月中旬にソウルで設立総会を開くことになった。これは民主法曹協会と大韓弁護士会が民団大阪府本部の要請で準備を進めてきたもの。韓日弁護士協議会は相互交流を通じ日本人弁護士では補いきれない在日同胞問題に取り組むと言っている。

■「朝鮮をどう教えるか」シンポジウム開催

日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会（稲富進代表）はさる5月21日、「朝鮮をどう教えるか」と題するシンポジウムを大阪市浪速区の部落解放センターで小・中・高の教師約300人を集め開いた。

シンポジウムの冒頭、稲富進代表は「専修学校制度による准看試験受験拒否事件、電々公社の出願受付拒否、私立高校での暴力事件など、在日韓国・朝鮮人生徒のまわりにある教育問題は多い。教師はこれらの問題にどのように対処するのか、また、彼らに祖国をどのように教えるのかは極めて重要な課題である」とあいさつした。

また、日本の社会科の教科書について「韓国に関する資料があまりに古いとか、根本的に事実と異っているものがあって、正しい韓国観をそこなうおそれがあり、訂正されるべきだ」という大韓教育連合会からの意見書が紹介され、社会科の教科書に記述されている

朝鮮をどう教えるかについて活発な論議が交わされた。

■都の准看護学校で民族学校出身者締め出し

民族学校卒業生に門戸を閉ざす専修学校制度の問題を本誌第15・16号で掲載したがこの程、東京都の准看学校でこの種の事件が二件つづけて起った。都では看護課職員の誤った指示によるものとしてこれを撤回、被害を受けた学生の救済措置も講じることとなった。

さる3月、愛知県の民族学校を卒業した黄奈美さんは都内荒川区の三輪病院で働きながら学ぼうと、下谷医師会准看護学校（都内台東区東上野）に受験手続をとったが、「各種学校卒業生には受験資格がない」と願書の受付を断られ、やむなく名古屋の実家に帰った。また、荒川区の同仁病院に勤める金貞淑さんは、今春、准看資格試験に合格したのに「各種学校卒業生にはもともと入学資格がなかった」として免許証の交付を受けられなかった。このため金さんは都立上野高校定時制の4年生に編入、卒業すれば免許証交付という見通しがついた。この他にも、都内の准看学校で学ぶ民族学校卒業生にもう一度日本の高校に在籍しなければ准看学校を卒業しても資格は得られないという指示が出されたためこれらの人たちは、午前は病院勤務、午後は准看学校、夜は定時制高校という厳しい生活を強いられている。

今回の事件に対し都は都職員のミスとして従来どうり民族学校卒業生にも准看学校受験資格及び免許証交付を認める措置をとった。しかし、専修学校制度が在日韓国・朝鮮人の民族教育を受ける権利、職業選択の自由を侵害しているという状況を考えあわせると、単なるミスとして片づけられない問題をはらんでいるといえる。

■国民年金受給資格誤認事件

12年間も国民年金をかけつづけたのに、いざ受給の段階になって、韓国人だからその資格がないという都の措置に対し、当事者で

ある金銘鈞さんはその取り消しを申し立てていた(本誌18号ミニ情報参照)が、去る4月13日、都はこれを却下する決定を下した。

都はこの決定を下した理由として、まず今回の争点は「国民年金被保険者の資格は日本国籍保有と日本国内居住の二点が要件。よって争点は、国民年金資格取得時点で金さんが日本国民であったかどうか」であるとし、金さんが国民年金に入った経過についても①言語、容貌からして外国人と判別するのは困難②金さんは生年月日を日本の元号で称し、名前も通名を用いた、との理由から韓国人であることを発見できなかったとし、日本国籍がないとの理由で資格を取り消した処分は妥当だとしている。

今回の決定に対し、金さんの代理人である近藤康二弁護士は、国民年金加入の時点でチェックを怠った点の責任を回避しているばかりか、まるで金さんが韓国人であることが悪いことのように言っていることは不当であるとして、厚生省内の社会保険審査会に対して改めて審査申し立てを行うことと言っている。

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

第8回口頭弁論が5月9日、東京地裁民事三部で開かれ、原告側弁護団は1870年代から、韓日併合、第二次世界大戦に至るまでの日本の対韓国政策をまとめた第4回「準備書面」が提出された。

今回は6月27日に同地裁で行なわれ、今回弁護側が提出した準備書面の説明が行なわれる予定。

■民団「差別撤廃白書」第一集発行

民団中央は、今年1月27日、各地方で行なっている行政差別撤廃闘争の代表者を集め懇談会を持ったが、この程、「何が問題なのか」と題する差別撤廃白書第一集を発行した。

同白書はB5判280頁で、巻末に約80頁の資料が収録されている。1部300円。

■韓国人被爆者問題

日本で被爆し、戦後韓国に帰ったが治療を

受けるために密入国した孫振斗さんの被爆者健康手帳の交付問題に関し、孫さんと福岡県が裁判で争われてきたが、このほど、最高裁は控訴審を開くことを急に伝えてきたため、関係者をあわてさせている。

この裁判は、74年3月の一審判決、75年7月の高裁判決とも「孫さんは密入国であるから交付できない」という県の主張さしりぞけ、「孫さんが広島で被爆したこと自体、日本の植民地政策の結果であるし、原爆医療法の性格からみても、又、孫さんが緊急かつ継続的に治療を必要としているから、県はすみやかに原爆手帳を交付すべきである」との孫さんの主張を支持した。ところが県、厚生省はそのつど判決を不服として控訴していた。

このほど、約2年間もこの裁判を放置していた最高裁が急に控訴審を開くことを通告してきたのに対し、関係者らは警戒しており、6月30日午前10時30分から開かれる公判に多数傍聴するよう呼びかけている。

■在日大韓基督教会社会局 法的地位シンポジウム開く

在日大韓基督教会総会社会局はさる4月28、29の両日、京都教会において法的地位シンポジウムをもった。

主題「在日韓国人の法的地位の現実と展望」副題「在日大韓基督教会の宣教の課題として」のもとに①法的地位の歩み②法的地位の現実③法的地位の展望の三つの発題があり、参加者約30人が在日同胞の将来の展望の中から法的地位の問題について討論した。この中で今日の在日同胞の不当な法的地位は国際法的観点から問題があるので、この点を運動化していかなければならないという意見と、今日の在日同胞は同化＝非人間化という状況に置かれているという現実を直視するとき、差別と闘うことを通して主体性を構築し、その経験を共有化する中で、我々にとって望ましい法的地位を同胞全体のコンセンサスを得、国際法も加味して要求していかなければならないという意見が出た。

同総会では今年の秋、韓国の教会団体、日

本の新・旧教会団体と協力して「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」を開くことになっており、今回のシンポジウムはそれに向けての学習会であった。

【資料】

在日朝鮮人金敬得君の司法修習生採用問題 に関する意見書（第五）

先日提出した第一ないし第四意見書を補充するものとして、この意見書を提出します。本意見書は、司法修習生の法的地位および最高裁判所の司法修習生採用権限と弁護士会自治権との関係について考察したものであります。

第一 司法修習生と準公務員の地位

司法修習生は準公務員的な法的地位をもつものとされていますが、これは不当であります。以下その理由を明らかにいたします。

一 矢口長官代理の説明

最高裁判所は、「日本の国籍を有しない者」（以下外国人といいます）がなぜに司法修習生選考欠格事由に該当するのかについて、従来明確な説明を示しておりませんが、昭和49年2月19日の第72国会衆議院法務委員会における矢口最高裁判所長官代理の説明（資料28）によれば、「その理由として申し上げ得ることは、修習制度が将来のわが国の法曹を国家の費用によって養成する制度であるということ、また修習生は、法律上は国家公務員ではございませんけれども、最高裁判所が任免権を持っておりまして、兼職を禁止されております。修習によって知り得た秘密を守る義務が課せられております。また御承知のように公務員に準じた給与を受けるといことで、実質的には公務員と変わらない面を非常に多く持っておるわけでございます。そういうことから考えますと、明文の規定は欠いておりますけれども、現在の修習制度というものを考えます以上は、やはり日本国民

を対象として設けられたものであるといわざるを得ないということでございまして、それが今日日本国籍を欠くということを欠格条項としておる理由でございます」とのべています。

そこで、果して、司法修習生が上の矢口説明のごとく、真に「実質的に公務員と変わらない面」をもっているかどうか、そして、その故に外国人を排除する必要があるかどうかを具体的に検討することにいたします。

二 給与の国庫支給

先ず、給与の国庫支給という点で司法修習生の法的地位が、公務員に準ずる性質を有するか否かを考えてみます。

この点を明らかにするためには、なぜ司法修習生に給与が支給されるかの理由を解明する必要がありますが、これについては、他ならぬ最高裁判所自身が、昭和42年4月28日の第二小法廷判決（昭和38年④第5号、資料44）において、司法修習生の退職金請求を排斥する理由説明として、「司法修習生は、司法試験に合格した者が裁判官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものであって（中略）、国の事務を担当するものでないこと、また、裁判所法が司法修習生と国家公務員法上の国家公務員であることが明らかな「裁判官以外の裁判所職員」とを区別する規定を設けており（中略）司法修習生に関する規則二条も、司法修習生が国家公務員法上の国家公務員でないことを前提として「司法修習生は最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となる……ことができない」と規定していること等に徴すれば、司法修習生は、退職手当法にいう国家公務員でないといわざるを得ない。もっとも司法修習生は（中略）修習期間中は、国庫から一定額の給与を受けるほか、暫定手当、扶養手当等の諸手当（中略）を受けることになっており（中略）また司法修習所長の統轄に服し、配属地の高等裁判所長官等の監督を受け（中略）、兼職を禁止され（同規則二条参照）、修習にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない義務

を負い（同規則三条）、一定の事由があるときは、その意に反して罷免される（同規則17条、18条参照）ことになっている。しかし、これらのことはすべて、司法修習生をして上の修習に専念させるための配慮ないしはその修習が秘密事項に関することがあるための配慮にすぎないのであり、司法修習生の勤務形態が国の事務に従事する職員に類似し又はこれに準ずる形式ないし実態があるからではない。」と述べており、この判決をうけて最高裁判所事務総局も、同局著の裁判所法逐条解説（396頁、昭和44年法曹会出版、資料45）で、「一般に“給与”とは、国および地方公務員、政府関係機関の職員等について、その勤務に対する対価をいい、俸給・給料・報酬・賃金・手当等種々の名称のものを包括するといわれている。しかし、司法修習生は、公務員ではなく、従って、また一定の職務を遂行すべき義務を負うわけではなく、ただ誠実に修習すべき義務を負うにすぎない。修習は、国に対する勤務ないし給付の性質をもつものではなく、むしろ自己の向上のためになされるものであるから、修習の対価として給与を受けるということは意味をなさない。ただ法曹の資格要件としての司法修習生の地位の重要性にかんがみ、これに人材を吸収しまた修習に専念させる等の見地から、とくに一定額の給与が支給されることとされたものである。」と説明しています。

ここで明らかにされていることは、「修習」は「国に対する勤務」ではなく、したがって司法修習生への国庫の支給は「国に対する勤務の対価」ではなく、「修習に専念させるための配慮」にすぎないのであり、最高裁判所等の統轄・監督・任免・兼職禁止・守秘義務もまた、修習専念への配慮と修習が秘密事項に関することがあることへの配慮によるものである、ということであります。つまり、司法修習生の職務は「修習への専念」であって「国に対する勤務」ではなく、したがって「国に対する勤務」を職務とする公務員のそれとは本質的に異なるものであることを最高裁判所自ら明瞭に指摘しているわけでありま

す。

このように職務の性質が本質的に異なる司法修習生について、その給与が公務員に準じて国から支給されているという非本質的な側面をとらえて、司法修習生即準公務員とし、そして、準公務員即外国人排除という論理をとるのは無理というべきではないでしょうか。

なお、「国費の支給」という点のみで司法修習生から外国人を排除するという論理も不当であることは、第四意見書第二項（臨床研修医は外国人を排除していない）で、臨床研修医と比較して述べたとおりであります。

三 守秘義務

次に司法修習生は「守秘義務」の点で公務と変わらない扱いをうけているかどうか、そしてその故に外国人排除の理由があるかどうかを検討してみます。

（1）司法修習生の制裁規定

司法修習生は国の事務を担当するものでなく、国家公務員法上の国家公務員でないことは前述のとおりでありますから、司法修習生には、国家公務員法100条（秘密を守る義務）、109条12号（罰則）の適用はなくまた刑法134条（弁護士等の秘密漏泄罪）裁判所法49条（裁判官の懲戒）、裁判所職員臨時措置法（昭和26、12、9、法299・裁判所職員への国家公務法の準用規定）の適用もありません。そこで、司法修習生の守秘義務については司法修習生に関する規則（昭和23、8、18施行、最高裁判所規則15号）によることとなりますが、同規則3条は「司法修習生は、修習に当たって知った秘密を漏らしてはならない」と規定しています。なお、裁判所法75条は、その一項で司法修習生が裁判の評議を傍聴することを許したうえ、その二項で評議の秘密遵守義務を課しています。しかし、司法修習生が守秘義務に違反した場合の、公務員法109条12号のごとき直接の刑罰規定には置かれておりません。そこで、もし司法修習生が守秘義務に違反した場合には、司法修習生に関する規則18条（任意的罷免規定）1号「品位を辱し

める行政があったとき」又は同条2号「修習の態度が著しく不真面目なとき」の適用を考慮するほかありません。(もっとも守秘義務違反により他人の名誉を毀損し、刑法上の名誉毀損罪に問われて処罰を受けた結果、司法修習生に関する規則17条1号(禁固以上の刑に処せられた者)に該当するものとして罷免されるような場合があるかもしれません)

(2) 「修習」の性質と司法修習生の地位

この様に、司法修習生には、守秘義務違反について、検察官・検察庁職員(国家公務員法109条12号)・裁判官(裁判所法49条)・裁判所職員(裁判所職員臨時措置法)のごとき刑事罰が科せられないということは司法修習生の「修習」なるものの性質を理解するうえで可成り重要な意味をもつものと考えられます。すなわち、司法修習生は、検察・裁判・弁護の実務修習を通じて、個人あるいは国家の秘密事項に触れうる立場にあります。したがって、もし司法修習生が修習において秘密事項を取り扱いあるいは知ることが「国の職務の執行＝公権力の行使(検察・裁判の場合)」または「弁護士業務の遂行」そのもの、またはそれらの補助行為であれば、その秘密漏泄に対し、司法修習生にも検察官・裁判官同様の刑事罰を科せられるべきものと考えられます。そうでなければ被疑者・被告人・依頼者たる個人や国の権利は侵害の危険から保護されないことになります。

しかるに、司法修習生の守秘義務違反に対する制裁について特別の配慮がなされず、その制裁の限度を罷免にとどめ、守秘義務違反に刑事罰を科さないということは、とりも直さず、司法修習生の「修習」は、「国の職務の執行＝公権力の行使」や「弁護士業務の遂行」でなく、またそれらの補助行為の性質を有するものでもないことに基づいているものといわねばなりません。すなわち、司法修習生の「修習」は文字通り単なる修習＝法曹教育実習にすぎないのであり、司法修習生の地位は「学生」に留まり、決してそれ以上のものではない、と解されます。(兼子一「新憲法と司法」(国立書院刊)93頁(資料46

は、「修習生は官吏ではなく、一種の官費学生のような地位にある」とのべており、内藤頼博「終戦後の司法制度改革の経過」(司法研究報告書番8輯10号)第三巻1010頁でも、司法修習生の地位は「官吏でもなく、官吏待遇でもない。国庫から給与を受ける一種の学生の如きものである。」とのべられています。)

この点は現行裁判所法以前の裁判所構成法(明治23.2.10法6)の時代における司法官試補が奏任官待遇の官吏であって、司法事務も取扱うこともできた(同法第60条)のとは異っており、むしろ、司法修習生は、旧弁護士法(昭和8.法53)の弁護士試補(同法2条)に近い性質を有することに注目すべきでありましょう(前記内藤 博「終戦後の司法制度改革の経過」は「従来の弁護士試補のようなもの」と解説しています)。

(3) 司法修習生の扱う「秘密」の範囲

上のように司法修習生の地位が「学生」であり、その守秘義務違反を刑事罰をもって問わない法の建前に立って考えると、司法修習生が取り扱いまたは知りうる「秘密」の範囲も制限されざるをえないことになります。それは人権や国家の権利の保障の立場から当然のことといえましょう。この点を配慮して、司法修習生指導要綱(昭和29.7.1,実務修習庁の長あて司法研修所長通達)は「機密保持の観点等から適切な考慮を払うべきはいうまでもなく(同要項三章一節二、(三))とのべています。したがって、司法修習生に国家機密など、その秘密の漏泄が国家的社会的に影響を及ぼすような秘密事項を取り扱わせまたは知らせるような修習をさせるとするなら、それは適正な司法修習の範疇を逸脱した違法な修習ということになり、場合によっては、司法修習生に右のような違法修習をさせた指導担当の検察官・裁判官・弁護士自身が守秘義務違反の刑事責任を問われることにもなりかねないわけであります。

(4) 取調修習拒否事件

右に関連して想起されるのは、第12期(昭和33年度)および第16期(昭和27

年度)の司法修習生有志が、検察庁での取調修習が被疑者の取調という国家権力の行使を法的権限のない司法修習生が行うのは違憲違法である、として取調修習拒否の態度を示した事件であります。この問題については、検察庁の側から司法修習生の行う取調は、検察官の取調ないし検察官の取調の道具であって実は司法修習生の取調ではなく、検察官自身の取調であるというような説明がなされて、取調修習の合法化が試みられたのでありますが、そこにおいても、司法修習生は「公権力の行使」を行う権限のないこと、修習は「公権力の行使」ではなく「教育」であることが明らかにされたわけであります。(この問題について平場安治京大教授(法学セミナー83号、資料47)・田口康雅弁護士(同上)・本田正義検事(法学セミナー84号、資料48)・山室章検事(ジュリスト268号、資料49)の各論文参照。)

そして、被疑者の人権を守る立場から、被害者の同意なしに取調をすることはしないことを検察庁の側でも確認したのでありますがこれを国家秘密にかかわる事件にあてはめて考えてみると、仮りに国家秘密にかかわるような事件を担当している検察官は、国家秘密にかかわる被疑者について、被疑者の同意の有無を問わず、司法修習生の取調修習をさせないでありましょう。その場合は司法修習生が外国人であるか否かは問題でなく、それ以前に、そもそも、守秘義務への制裁が弱く、かつ取調権限を基本的に有しない司法修習をこのような国家秘密に関するようなあるいは秘密の漏泄が社会的に影響をもたらすような事件に、かかわらせることが、司法修習の適正限度を超えたものであるからであります。

この理は裁判所・弁護士会における実務修習においても、全く同様であるといえましょう。

(5) 外国人と守秘義務

以上のようにみてきますと、結局司法修習においては、およそ個人情報たると国家秘密たるとを問わず、その秘密の漏泄が、被疑者・被告人・依頼者(個人または国)にとって

人権侵害又は国益の侵害にわたるような秘密を、司法修習生に取り扱わせ、又は知らしめることは、司法修習生の国籍のいかんを問わず、そもそも許されないものといわなければなりません。したがって、そのようなおそれのない、適法な、公権力の行使に当たらない教育的な、「修習」においては、もはや外国人を排除する必要のあるような国家秘密に触れさせることがないので、結局、外国人を排除すべき理由もないといわなければなりません。

なお、最高裁判所は、日本弁護士連合会への照会(昭和51.12.16、最高裁人任1218号)において、外国人司法修習生を採用した場合、弁護士会における実務修習において特例を設ける必要の有無を問うておりこれは守秘義務に關した質問へ考えられますが、「特例」を必要とすることはありません。日弁連の回答も同様であります。

以上の結論として、「守秘義務」の故に、外国人を司法修習生から排除することはできないということになります。

四 外国人と忠誠義務について

司法修習生＝準公務員＝外国人排除という論理の底には、外国人と国家への忠誠心との関係が問題とされるかもしれませんが、この点に触れておきたいと思います。

国家公務員はその職務上国家への忠誠心を要求されることは当然のことです。しかし、司法修習生は、前述のとおり、国の職務を行う者ではありませんから、その職務上当然に国家への忠誠義務を要求されることはありません。そして、司法修習生が、憲法および法律等の尊重義務を負うことはこれまた当然であり、その場合に外国人であっても、日本の法の下での司法修習生となる以上、日本人同様憲法法律の尊重遵守義務を負うことになることは言うまでもありません。問題は外国人なるがゆえに日本の憲法・法律に対する遵法精神が薄いのではないから疑ったり、日本の国益と外国人の母国の国益とが対立するような問題については、日本の憲法・法律の

遵守を期待できないのではないかと慮れたりする点にあるかもしれません。

この点について参考になるのは、第三意見書で紹介した1973年6月25日のグリュース事件に関するアメリカ連邦最高裁判所の判決(資料23・32)であります。同判決の多数意見は、コネチカット州司法試験委員会が、同州では弁護士は「裁判所の役人(officer of the court)」として逮捕状や召喚状を発行するなどの権限が認められているが、弁護士が外国人の場合には、かれの属する国家の利益のため裁判所や依頼者への責任を無視するかもしれないと主張したのを批判したうえ、弁護士がしばしば外国政府や外国人を代理する場合があるが、その場合の弁護士の義務は、たとえアメリカの国益に反するようなことがあっても、自己の依頼者の利益を擁護することにあると指摘しています。ここでは、弁護士の使命は何よりも自己の依頼者への忠実義務を果たすことにあり、その義務はその弁護士に弁護士資格を与えた国やその弁護士が国籍を有する国の国益をも超えるものであることが指摘されております。弁護士の職業的使命が超国家的な本質をもつことについての鋭い洞窟を示しているといえますし、この判決は、私どもに極東軍事裁判においてアメリカ人弁護士が日本人戦犯のために献身的に活躍した事例を想起させるものがあります。

司法修習生は「国の職務」や「公権力の行使」をなすことがありませんから、外国人司法修習生の場合、日本の憲法、法律の尊重と外国人の母国の国益とが矛盾し、それが「修習」の上で問題となることはありませんが、上のアメリカ連邦最高裁判決が説くところはたとえそのような矛盾する場合があったとしても、弁護士は自己の依頼者への忠実義務に従うべきであって、国益に左右されるべきでないとしていることが参考になります。

このような弁護士の職務の超国家性・国際性に着目するならば、弁護士の卵である司法修習生についても、国籍要件を設けることは不当であり、司法修習生の国家への忠実義務

などを云々することが誤りであることが自明らかとなると思います。

三、結語

以上、一ないし四において検討した結果、司法修習生は国家公務員とは全く異質なものであって、決して国家公務員に準ぜられるような性質・地位を有することはなく、したがって、準公務員の性質という理由によって、外国人を排除することは不当であるということが明らかになったと思います。

最高裁判所が司法修習生の法的地位について正しい理解を示されるよう期待いたします。

第二、外国人司法修習生排除と

弁護士会自治権

最高裁判所が日本弁護士連合会(日弁連)の意思に反して、外国人司法修習生を排除するのは、弁護士会の自治権を侵害することになります。以下その理由を述べてみます。

最高裁判所は裁判所法66条ないし68条に従い、司法修習生の採用・管理・任免の権限を有するものであるが、法曹三者の養成を一手にひきうける以上、その権限の行使運用については、弁護士会・法務省の意見を徴すべきことは当然のことといわねばなりません。ことに司法修習生の選考欠格事由の中に新たに国籍条項を設けるというような重要な事項については尙更、法曹二者の意見を求める必要があるでしょう。

ところが、最高裁判所は、昭和32年度司法修習生から国籍条項を設けるに際し、日弁連の意見を聴いたのでしょうか。矢口最高裁判所長官代理はこれを肯定しています(72回国会衆議員法務委員会議録、資料28)が、日弁連にはこれに関する記録はないようです。日弁連調査室作成の「弁護士資格懲戒事件議決例集(資料4)」59頁以下には日弁連が司法試験に合格した外国人につき、外国籍のゆえをもって登録を拒否する理由がないことを決議した旨の記載があるので、後に日弁連が右の決議を覆すような意志表示を最高裁判所に対してなしたとすれば、当然そ

の記録が残されている筈のものと思われるので、その記録がないことは不可解であります。今はそれを問いません。

今回の金取得君の問題に関し、最高裁判所は、日弁連に対し、外国人を司法修習生に採用することの可否を照会（昭和51.12.16最高裁，人任1218）しましたが、それに対し、日弁連は、外国人を司法修習生に採用することは可との回答（昭和52.1.27，日弁連総5）をしています。

それならば、最高裁判所は日弁連の意見を尊重すべきであります。もしこれを尊重しないとすれば、弁護士会に弁護士登録の権利を独占させている弁護士法の趣旨に違反し、弁護士会の自治権を侵害することになります。

この点は旧裁判所構成法（明治23，法6）・旧弁護士法（昭和8，法53）から現行裁判所法（昭和22，法59）・新弁護士法（昭和24，法205）への移行によって、司法修習生制度が誕生した事情を検討することによって明らかとなります。

すなわち、旧法時代には、旧高等試験司法科試験（高等試験令，昭和4，勅令15）の合格者は、司法官試補（裁判所構成法58）と弁護士試補（旧弁護士法3）とにわけられ弁護士試補については、その採用は弁護士会の専権事項とされていました。弁護士会は司法大臣の監督下にあるとはいえ、弁護士試補の申し込みの受諾の権限を有し（弁護士試補実務修習規則（昭和11.2，司法省2）6条資料50），ただ、人数超過または、「弁護士試補タラントスル者弁護士会ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル」ために修習の申し込みを拒絶するときのみ、司法大臣の「認可」を受ける必要があったにすぎません。つまり旧弁護士法のもとでは、弁護士試補の採用について、弁護士会は司法省や裁判所の掣肘を受けることなく、自由に採用することができていたのであり、この点で弁護士会の自治権は保障されていたわけでありです。更にいえば、旧弁護士法の前の旧々弁護士法（明治26，法7改正大3，法40）の時代には、試

験（弁護士試験規則・大正3年改正後は裁判所構成法58条の試験）に合格すれば直ちに弁護士資格を取得できたので裁判所による掣肘など起りうる余地もなかったわけです。

上のように、弁護士試補の採用（不採用の点は除く）に関する限り、弁護士会の意見が完全に通じ、他から制約を受けることのなかった旧弁護士法の制度は、裁判所構成法の廃止、裁判所法の制定の中で、大きく変更をうけることになりました。

すなわち、新裁判所法の成立に際し、法曹三者間で新しい法曹教育のあり方が検討され弁護士会則から英米法流の法曹一元案も出されたが、結局、法曹三者間で法曹一体の思想に基いた法曹教育の一元化について合意をみ従来司法官試補と弁護士試補とに二元化されていた法曹養成方法を一本にまとめ、新たに司法修習制度を設けることとしたのであります。そしてその司法修習の管轄者を従来のように司法省とするかそれとも最高裁判所とするかについて、大いに争われた結果、これまで司法試験と司法官試補養成とを一手に収めていた司法省の手から法曹養成制度のみを分離する形で、司法修習が最高裁判所の管轄下に誕生することになり、裁判所法66条以下の規定が設けられたのであります（この間の事情は前掲内藤頼博「終戦後の司法制度改革の経過」に詳述されています）。

上のような事情によって、司法修習は最高裁判所の管轄下におかれたのでありますが、それは最高裁判所本来の「司法行政事務」として当然に最高裁判所の管轄下におかれたものではなく（鈴木忠一司法研修所長は、最高裁司法修習運営諮問委員会会議事録（昭和44，日弁連発行）144頁資料50）でそうのべています），法曹三者の協議によって法曹三者から最高裁判所に、いわば管轄の便宜（司法研修所の事務の中心は裁判の実務修習であるから最高裁判所に委ねるのが適当——前掲内藤頼博著書343頁）のために、いわば「委託」されたものであります。

したがって、司法修習生の管理・運営に当たっては、いやしくも最高裁判所の独断専行

は許されることではなく、最高裁判所は、いわば「受託者」の立場において管理・運営を担当するが、その実態においては、法曹三者が一緒になって運営してゆく（鈴木所長の言葉、前掲議事録145頁）べきものであります。それが法曹養成一元の理念に合致したやり方であり、かつ旧弁護士法において弁護士会が弁護士試験補養成についてもっていた弁護士会の自治権を継承する所以でもあります。

しかも、新弁護士法が弁護士会の完全自治権を認めた趣旨に照らせば、弁護士会自治の根幹をなす、弁護士の登録に関する認否の権限を、それ以前の司法修習の段階でいやすくも制約することは絶対に許されないものと考えられます。

司法修習生の採用という段階において、最高裁判所が弁護士会の意向に反して、外国人なるがゆえに排斥する処置を講ずるということは、とりも直さず、弁護士会のもつ弁護士採用（登録許可）の権限を、その事前において侵害することになるといわざるをえないわ

けであります。そのようなやり方は、裁判所法66条の真の立法趣旨に反するのみならず旧弁護士法における弁護士会の自治権にすら及ばないところに弁護士会をおとしこむことになるのではないのでしょうか。それは、弁護士会の自治権の明白な侵害であり、弁護士法 の精神にも反することは疑いないところであります。

最高裁判所が、以上の点を正しく理解し、すみやかに、日弁連の意見を尊重し、司法修習生の国籍条項を廃止して、金敬得君を司法修習生に採用されるよう切望してやみません。

以上

昭和52年3月16日

弁護士 原 後 山 治

弁護士 泉 博

愛知県立大学外国語学部助教授 田 中 宏

弁護士 鈴 木 五十三

弁護士 杉 田 光 義

最高裁判所

長 官 藤 林 益 三 様

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の連絡を保障していくとともに、教育問題・就職差別・行政差別・入管問題等に関する資料と情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第21号となりますがこの間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならないのかという関心を深め、民闘連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかし、民闘連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持つグループ、個人、あるいは、民族差別問題に取り組んでおられる多くの方々に郵送を続けてきましたが、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回収等の諸条件が重なり、今日重大な財政的危機を抱えこむようになりました。

どうかこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協力を御願います。

一日も早くニュース発行継続のための自立体制を確立したいと思いますので宜しく御協力願います。

申し込み、振り込み先

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京5-30268

在日韓国人に関する資料 (2)

地域別在日韓国人の人口推移

〔表1〕

年代	地域別	大	阪	兵	庫	広	島	山	口	福	岡	注
1920(大 9)		6,290	3,770	1,173	—	7,833	1					
1930(昭 5)		96,943	26,121	11,136	15,968	34,639	2					
1938(昭13)		241,619	60,105	12,063	45,439	64,321	3					
1943(昭18)		395,380	135,170	68,274	132,526	172,199	4					
1954(昭29)		112,188	49,426	16,282	27,852	30,453	5					
1955(昭30)		111,628	50,000	16,955	28,329	31,744	6					
1956(昭31)		117,603	50,991	17,025	28,524	32,473	7					
1958(昭33)		134,403	55,650	17,328	28,337	34,003	8					
1965(昭40)		159,440	59,223	14,445	15,942	27,462	9					
1967(昭42)		160,400	59,589	14,303	15,948	25,531	10					
1968(昭43)		163,304	60,581	14,436	15,612	25,543	11					
1969(昭44)		169,561	62,958	15,063	14,996	25,203	12					
1970(昭45)		172,962	63,913	—	—	25,290	13					
1971(昭47)		177,781	65,982	15,501	14,685	25,468	14					
1972(昭48)		179,851	66,936	15,772	14,667	25,458	15					
1973(昭49)		178,720	67,044	15,900	14,868	25,786	16					
1975(昭50)		181,621	68,177	16,292	14,968	26,010	17					
1976(昭51)		181,524	68,235	16,311	14,985	26,035	18					

〔表2〕

年代	地域別	北海道	東京	神奈川	愛知	京都	注
1920(大9)		3,462	2,485	—	—	1,068	1
1930(昭5)		15,560	38,355	13,181	35,301	27,785	2
1938(昭13)		24,878	78,250	16,663	61,654	53,446	3
1943(昭18)		82,950	123,126	54,795	126,325	123,126	4
1954(昭29)		—	50,059	19,917	36,508	38,861	5
1955(昭30)		10,131	49,948	20,219	36,939	37,486	6
1956(昭31)		10,065	52,016	21,497	38,204	38,688	7
1958(昭33)		11,144	59,683	24,368	40,915	40,216	8
1965(昭40)		9,032	67,503	25,822	46,816	39,706	9
1967(昭42)		8,648	67,688	26,006	46,971	39,803	10
1968(昭43)		8,435	68,429	26,395	47,667	40,147	11
1969(昭44)		8,070	70,353	27,439	50,061	41,270	12
1970(昭45)		7,702	70,620	27,735	52,120	41,876	13
1972(昭47)		7,453	72,421	28,657	53,004	43,307	14
1973(昭48)		7,208	73,019	28,783	53,739	43,863	15
1974(昭49)		7,540	74,404	29,569	53,657	43,881	16
1975(昭50)		7,059	74,047	29,141	54,807	44,962	17
1976(昭51)		7,059	74,060	29,100	54,894	45,073	18

(注) 数字出典

1. 国勢調査
2. 国勢調査
3. 内務省警保局調査
4. 内務省警保局調査

以上1～4までは「在日朝鮮人処遇の推移と現状」, 法務研修所編(湖北社版)による。

5. 「在日朝鮮人の生活実態」日本赤十字社 1958年三版による。
6. 外国人登録, 「在日朝鮮人処遇の推移と現状」による。
7. 「統一評論」1975年11・12月号
8. 日本法務省入国管理局調査
「在日韓国人」(韓文)金相賢著, 1969年による。
9. 法務省調査
「朝鮮人学校」来栖良夫著, 大平出版社, 1968年
10. 8と同
11. 「在日韓国人」(韓文)金相賢著, 1969年による。

12. 法務省調査

13. 外国人登録

「出入国管理とその実態」(昭和46年版)
法務省入国管理局編。北海道の数字のみ
「アリラン」創刊号による。(北海道庁総務課文書課発行の「北海道統計書」による)

14. 外国人登録

「出入国管理統計年表」昭和48年版, 法務大臣官房司法法制調査部編

15. 外国人登録

「出入国管理統計年表」昭和49年版

16. 外国人登録

「在留外国人統計」昭和49年版, 法務省編(出入国管理統計年表, 昭和50年版とくらべ統計数値が若干相違するが上記統計を用いた)

17. 外国人登録

「出入国管理統計年表」昭和51年版

18. 外国人登録

法務省入国管理局調査, 東洋経済日報
1976年8月27日

● 編集後記

在日同胞の将来, あるいは民族の将来について総論を語る人間はたくさんいる。「在日同胞は帰国すべきである」「日本に残るべきである」「べきの問題じやなく, 多くの同胞は, 日本に残るであろう」「祖国は統一されねばならない」。そして総論と総論とがぶつかりあう。我々はこの総論から在日韓国・朝鮮人はどのような主体を築き上げるべきか。どのように祖国につながっていくのかという答えを各々引き出した。

我々は日々学問し, あるいは労働している。そしてその場から自己の引き出した総論にコミットしていこうとしている。しかし往々にして総論とは何の関係もない生活をしてしまっている。我々の日本での生活は総論にコミットしていくことをなりわいとすることができるぐらい甘いものではないのは百も承知である。それでもなお, 同胞の解放の業に奉仕していくにはどういう職業につき, どんな仲間と運動していくのかを厳しく問わなければならない。一体, 何のための学問なのか, 何のための職業なのか。これからは各論についてより多くのことが語られなければならない。

(K・S)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・全国版—在日韓国人の闘争—児童手当・公営住宅入居資格等の生活擁護運動の記録 № 6 200円
- ・就職差別問題資料—糾弾!! 労働省・労務行政研究所 № 7 200円
- ・㊤資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG, O LORD: HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号〜21号(民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察—解放後における大阪を中心に—
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝己 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ・コガ(コゲ)第1集〜第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号〜4号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- ・申京煥君の強制送還を許すな。/ №1〜2 申君を支える会刊 300円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- ・むくげ通信・合本 1976年版 №34〜№39 むくげの会刊 600円

・強制送還阻止。／ — 韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい。／ №1～2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな。／	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・きつつきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進。／ 7・20集会報告集		
	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして — 資料№1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 — 早稲田大学 同窓会七〇年史 —		2,500円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)	"	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	"	2,200円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 —	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말を返せ。／の要求に応じて		400円
・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集№ 1	400円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" № 2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" № 3	200円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか		
— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" № 4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" № 5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" № 6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" № 7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" № 8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —		
	資料集№ 9	200円
・矢田チョソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編1		150円
・ " " 2		200円

民闘連ニュース 昭和52年5月15日発行(毎月1回15日発行)
第三種郵便物認可

発行日 1977年5月15日 No.21号 頒価150円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
